

事 務 連 絡

平成27年5月27日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

豚の食肉の生食用としての販売等の禁止について

標記については、平成24年6月25日付け食安発0625第1号及び平成24年10月4日付け食安監発1004第1号（以下「通知」という。）に基づき、飲食店等事業者に対して豚の食肉を飲食に供する際に必要な加熱を行うよう指導するとともに、消費者に対しても加熱して喫食するよう注意喚起することをお願いしてきたところです。

本日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、豚の食肉の生食について、食品衛生法第11条第1項に基づく基準を設定し、豚の食肉の生食用としての販売等を禁止にすることが了承されました。

つきましては、豚の食肉の規格基準については、本年6月中旬を目途に施行を予定しているところですが、施行までの間においても、引き続き上記通知に基づき適切に対応していただくようお願いいたします。